

第9号議案

地方自治法第180条の2の規定による補助執行について

上記の議案を提出する。

令和8年1月28日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈



2025文総総第1763号
令和8年1月28日

文京区教育委員会 殿

文京区長 成澤 廣修



区長の権限に属する事務の補助執行の解除について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定による協議を下記のとおり行います。

記

1 解除する補助執行の事務の内容

- (1) 青少年の健全育成の総合的な計画及び連絡調整に関する事務（ひきこもり支援に係るものを除く。）
- (2) 青少年問題協議会に関する事務

2 補助執行の解除をする機関

文京区教育委員会

3 解除の理由

子ども部門組織の再編に伴い、こども未来部こども若者支援課が1に掲げる事務を所掌することとなったため

4 解除日

令和8年4月1日